営業者のみなさまへ

平成24年3月1日
南魚沼保健所

薪、木炭等の燃焼により生じる灰の食品の加工及び調理への利用自粛について

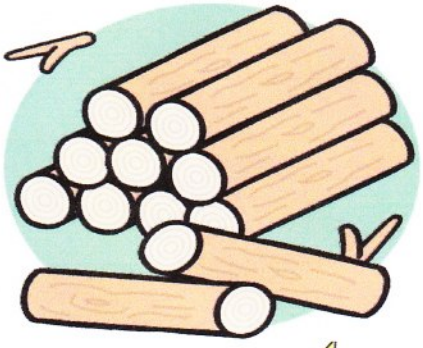

一部薪等の利用自粛！

平成24年2月10日に、厚生労働省から、「放射性物質を含む薪を燃焼した際に生じた灰を用いて食品の加工を行い、当該食品から放射性セシウムが検出される事例が発生したところであり、食品の暫定規制値の超過はなかったものの、安全な食品の供給を確保する観点から、**一部の薪等（※）の燃焼によって生じた灰を食品の加工及び調理に用いないこと（製麺、アク抜き、凝固剤等）**」との連絡がありましたので、お知らせします。

一部の薪等（※）：

17都県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県及び静岡県）から採取される原料、採取された原料から生産された薪及び木炭等、及び17都県で保管された薪及び木炭等。

ただし、次の薪及び木炭等は対象外です。

① 平成23年3月11日以前に生産され、シートをかける等風雨にあてない状態で保管されていた薪及び木炭等。

② 平成23年3月12日以降に生産された薪及び木炭等であり、原料のすべてが次のいずれかに該当し、シートをかける等風雨にあてない状態で保管され、なおかつ、この原料により生産された薪及び木炭等についてもシートをかける等風雨にあてない状態で保管されていたもの。

- 平成23年3月11日以前に採取されたもの。
- 17都県以外の地域において採取されたもの。

問い合わせ先　南魚沼保健所生活衛生課　TEL　025-772-8143　FAX　025-772-2190